

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成8年8月から10年7月までの標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

また、申立期間②に係るB社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成10年10月から12年3月までの標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③に係るC社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成12年5月から同年9月までの標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月1日から10年8月31日まで
② 平成10年10月1日から12年4月1日まで
③ 平成12年5月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便で標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間①、②及び③について実際の給与額と大きく相違していた。A社、B社及びC社の代表取締役は前夫であり、A社での一部の期間は私も役員であったが、名ばかりの役員で会社のことは何も分かっていなかった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年8月31日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されており、申立人のほか5人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたとこ

ろ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 4 月 1 日以降の同年 10 月 4 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されており、申立人のほか 6 人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の C 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 10 月 11 日の前日である同年 10 月 10 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されており、申立人のほか 1 人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、登記簿謄本によると、A 社、B 社及び C 社における代表取締役はいずれも申立人の前夫であるとともに、申立人は、申立期間①について、当該期間前は A 社の役員であったものの当該期間当時は役員ではなく、申立期間②及び③について、それぞれ B 社及び C 社において役員ではなかったことが確認できる。

また、当該 3 事業所の顧問社会保険労務士は、「当時、当該 3 事業所では、いずれにおいても社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）の職員とのやりとりで標準報酬月額の引き下げを行ったらしい。」と証言している上、当該 3 事業所のうち、B 社及び C 社に係る滞納処分票により、申立期間②及び③当時、当該 2 事業所においてそれぞれ社会保険料の滞納があったことが確認できる。

さらに、当該顧問社会保険労務士は、「当該 3 事業所では、社会保険事務の権限は社長にあった。申立人と会ったことはないが、現場の仕事をしていたようだ。」と証言している上、当該 3 事業所のいずれにも勤務した複数の元同僚は、「申立人は代表取締役の妻であったが、社会保険の手続は社長が行っていた。」、「申立人は会社の経理や社会保険事務には関わっていなかったと思う。」、「社長と社会保険事務所職員との話合いで標準報酬月額を下げた社会保険料を支払っていた。」と証言していることから、申立人が申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額の当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、いずれも 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成9年3月から11年1月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月1日から11年2月6日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が大幅に低い額になっているが、そのような額ではなかったはずなので正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年3月31日以降の同年4月6日付けで、遡及して9万2,000円に減額訂正されており、申立人のほか8人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、申立人は当該事業所の役員ではなかったことが確認でき、雇用保険の加入記録によると、離職日が平成11年2月5日と記録されている上、同僚は、「申立人は社会保険関係の業務を行っていたが、申立人が退職した後に行われた訂正処理に関わることは考えられない。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年3月から11年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は、平成5年9月1日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成6年12月31日から7年2月6日までの期間について、申立人のB社における資格喪失日は、同年2月6日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月31日から同年9月1日まで
② 平成6年12月31日から19年10月頃まで

A社において平成5年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録になっているが、同社には同年8月末日まで勤務していたので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

また、B社において平成6年12月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録になっているが、同社には19年10月頃まで勤務していたので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録及びC国民健康保険組合の組合員加入記録により、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は平成5年7月31日と記録されているが、当該資格喪失処理が行われた

のは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月31日以降の同年9月17日である上、同日において、申立人のほか19人についても資格喪失日を遡って同年7月31日とする処理が行われているほか、役員4人を含む6人について標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、当該事業所は申立期間①当時、法人事業所であり、雇用保険の加入記録により複数の従業員が在籍していたと推認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年7月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日の同年9月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成5年6月のオンライン記録から41万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成6年12月31日から7年2月6日までの期間について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失日は平成6年12月31日と記録されているが、当該資格喪失処理が行われたのは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月31日（現在は、平成7年2月6日に訂正されている。）以降の7年2月6日である上、同日において、申立人のほか26人についても資格喪失日を遡って6年12月31日とする処理が行われているほか、役員2人を含む12人について標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認できる。

さらに、B社に係る商業登記簿謄本により、当該事業所は、当該期間も法人事業所であり、雇用保険の加入記録により複数の従業員が在籍していたと推認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年12月31日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、当該処理日である7年2月6日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成6年11月のオンライン記録から32万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成7年2月6日から19年10月頃までの期間について

では、上記雇用保険の加入記録等から、申立人が当該期間の一部についてB社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、当該期間のうち、平成13年9月16日以降は雇用保険の加入記録が無く、町が保管する申立人に係る所得金額一覧においても平成14年以降の給与収入は無く、当該事業所に勤務していたとは考え難い。

また、B社は既に破産手続廃止の決定が確定しており、当該期間における当該事業所の社会保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、複数の同僚に照会したが、回答を得ることはできず当時の状況を確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成16年12月22日は54万6,000円、19年7月23日は57万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月22日
② 平成19年7月23日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、事業主の届出が遅れたため、年金記録に反映されたものの年金受給額には結びつかないことが分かった。正しい記録に訂正し、年金受給額に反映されるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、平成23年8月26日付けで、申立期間①は57万6,000円、申立期間②は57万3,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された給料台帳及び支給控除一覧表により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を

事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳及び支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年12月22日は54万6,000円、19年7月23日は57万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成16年12月22日は51万7,000円、19年7月23日は51万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月22日
② 平成19年7月23日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、事業主の届出が遅れたため、年金記録に反映されたものの年金受給額には結びつかないことが分かった。正しい記録に訂正し、年金受給額に反映されるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、平成23年8月26日付けで、申立期間①は52万6,000円、申立期間②は51万4,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された給料台帳及び支給控除一覧表により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を

事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳及び支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年12月22日は51万7,000円、19年7月23日は51万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成16年12月22日は48万8,000円、19年7月23日は51万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月22日
② 平成19年7月23日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、事業主の届出が遅れたため、年金記録に反映されたものの年金受給額には結びつかないことが分かった。正しい記録に訂正し、年金受給額に反映されるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、平成23年8月26日付けで、それぞれ51万2,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された給料台帳及び支給控除一覧表により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を

事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳及び支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年12月22日は48万8,000円、19年7月23日は51万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成16年12月22日は48万8,000円、19年7月23日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月22日
② 平成19年7月23日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、事業主の届出が遅れたため、年金記録に反映されたものの年金受給額には結びつかないことが分かった。正しい記録に訂正し、年金受給額に反映されるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、平成23年8月26日付けで、申立期間①は50万円、申立期間②は30万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された給料台帳及び支給控除一覧表により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を

事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳及び支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年12月22日は48万8,000円、19年7月23日は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成16年12月22日は40万円、19年7月23日は39万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月22日
② 平成19年7月23日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、事業主の届出が遅れたため、年金記録に反映されたものの年金受給額には結びつかないことが分かった。正しい記録に訂正し、年金受給額に反映されるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、平成23年8月26日付けで、申立期間①は41万円、申立期間②は39万5,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された給料台帳及び支給控除一覧表により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を

事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳及び支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年12月22日は40万円、19年7月23日は39万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、事業主の届出が遅れたため、年金記録に反映されたものの年金受給額には結びつかないことが分かった。正しい記録に訂正し、年金受給額に反映されるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、平成23年8月26日付けで50万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除一覧表により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、50万円とする

ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 22 日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、事業主の届出が遅れたため、年金記録に反映されたものの年金受給額には結びつかないことが分かった。正しい記録に訂正し、年金受給額に反映されるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、平成23年8月26日付けで24万9,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された給料台帳により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認

められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、23万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、事業主の届出が遅れたため、年金記録に反映されたものの年金受給額には結びつかないことが分かった。正しい記録に訂正し、年金受給額に反映されるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、平成23年8月26日付けで21万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除一覧表により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、21万円とする

ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、事業主の届出が遅れたため、年金記録に反映されたものの年金受給額には結びつかないことが分かった。正しい記録に訂正し、年金受給額に反映されるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、平成23年8月26日付けで9万7,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除一覧表により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、9万7,000円

とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成16年12月22日は27万3,000円、19年7月23日は36万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月22日
② 平成19年7月23日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、事業主の届出が遅れたため、年金記録に反映されたものの年金受給額には結びつかないことが分かった。正しい記録に訂正し、年金受給額に反映されるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、平成23年8月26日付けで、申立期間①は28万8,000円、申立期間②は36万9,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された給料台帳及び支給控除一覧表により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を

事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳及び支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年12月22日は27万3,000円、19年7月23日は36万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 21 日から同年 12 月 2 日まで
② 昭和 47 年 4 月 29 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間①について、当該期間前に勤務していた会社の給料が少ないため、次の職場を探していたところ、A社に採用が決まり、すぐに転職したため空白の期間はないはずなので、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②について、B社（現在は、C社）に既に勤務していた友人に請われて転職した。昭和 47 年 4 月 29 日に転居した後、直ちに当該事業所に勤務したので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は他界しており、申立期間①当時の資料は確認できず、上記の複数の元同僚は、申立人が当該事業所に勤務していたことは覚えているものの、入社時期については不明としており、申立人の勤務開始時期は確認できない。

また、申立期間①当時の部長及び社会保険事務担当者は、「当時は、原則試用期間があった。」と証言している上、複数の元同僚は、「試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と証言している。

さらに、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における資格取得日は、いずれも昭和 43 年 12 月 2 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間②当時の事業主は、「従業員は入社後すぐには厚

生年金保険に加入させず、試用期間を設けていた。」と証言しており、複数の元同僚も、「試用期間があった。」と証言している。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日は、昭和47年7月1日と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録では、平成 21 年 5 月 30 日が資格喪失日となっている。しかし、同年 5 月分給与支払明細書では厚生年金保険料が控除されており、「平成 21 年分給与所得の源泉徴収票」においても、6 か月分の社会保険料控除額が記載されているので、資格喪失日を同年 6 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社では、給与からの厚生年金保険料の控除方式を翌月控除としており、当該事業所が保管する申立人に係る「平成 21 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び給与明細書の控によると、同年 5 月分給与から控除された厚生年金保険料は、同年 4 月分の保険料であることが確認できる上、申立人が所持する「平成 21 年分給与所得の源泉徴収票」に記載された社会保険料等の金額についても、20 年 11 月から 21 年 4 月までの 6 か月分の社会保険料控除額の合計額であることが確認できる。

また、当該事業所が保管する申立人に係る「平成 21 年度出勤表（5 月）」によると、平成 21 年 5 月における申立人の出勤日は、5 月 1 日から 5 月 20 日までの期間のうち 13 日間となっており、申立人が 5 月末日まで勤務したことが確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、当該事業所が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」及び「健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書」のいずれにおいても、資格喪失年月日は平成 21 年 5 月 30 日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 16 日から 46 年 3 月 11 日まで
A 社（現在は、B 社）に入社した当時の初任給は、3 万 2,500 円だったと記憶しているが、年金記録を見ると、標準報酬月額が低い金額で記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所で申立人と同日の昭和 44 年 3 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 263 人のうち、申立人と同年齢の 257 人の資格取得時の標準報酬月額は、いずれも申立人の標準報酬月額と同額の 2 万 4,000 円であることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、遡及して訂正された形跡は無く、不自然さは見受けられない。

また、当該事業所から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人については、2 万 3,500 円の給与支給額に基づき、標準報酬月額 2 万 4,000 円と決定されており、事業主は社会保険事務所（当時）に対し、オンライン記録どおりの資格取得時の標準報酬月額に係る届出を行っていたことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同日に入社した同僚 3 人の標準報酬月額の記録の推移を確認したところ、申立人の標準報酬月額の記録とほぼ同じであることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで
申立期間について、A社（現在は、B社）に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の役員の証言により、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該役員は、「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言しており、オンライン記録においても、当該事業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、当該事業所に係る商業登記簿謄本に役員として記載されている事業主を含む4人についてはオンライン記録上いずれも申立期間に係る厚生年金保険の記録は無く、国民年金に加入していたことが確認できる。

なお、申立人は申立期間を含む昭和 46 年 3 月 1 日から平成 8 年 9 月 7 日までの期間において、申立人の親族が経営していた別の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 45 年 5 月 21 日にA社（現在は、B社）に入社し、途中C社（現在は、B社）に異動したが、平成 21 年 7 月 31 日までに一度も退職したことが無いのに、年金記録では昭和 45 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間が未加入期間となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 45 年 9 月 1 日付けで、A社からC社に異動し、申立期間において継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 45 年 10 月 1 日であり、61 人が同日付けで被保険者資格を取得しており、そのうちA社から異動した者は申立人を含め 17 人確認できる。

また、C社の事業を継承したB社では、申立期間当時の関係資料が無く、申立人に係る厚生年金保険の届出や保険料控除については不明としている上、同僚も申立期間の保険料控除が確認できる給与明細書を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。